

◎佐賀県条例第27号

佐賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例

佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第21条・<u>第22条</u>）</p> <p>第6章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止（第23条）</p> <p>第7章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）</p> <p>第19条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>第20条 暴力団事務所は、前条第1項に規定する区域のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第21条<u>第22条の2</u>）</p> <p>第6章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止（第23条・<u>第23条の2</u>）</p> <p><u>第6章の2 暴力団排除特別強化地域（第23条の3—第23条の5）</u></p> <p>第7章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）</p> <p>第19条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設<u>及び同法第12条第1項に規定する児童相談所</u></p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>第20条 暴力団事務所は、前条第1項に規定する区域のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、</p>

改正前	改正後
<p>第二種住居地域及び準住居地域の区域（前条第1項に規定する区域を除く。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>2 略 （利益の供与等の禁止）</p> <p>第22条 略</p> <p>第23条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が前条第1項から第3項までの規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者にこれらの規定に違反することとなる暴力団員等指定者に対する利益の供与をさせてはならない。</p>	<p>第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域の区域（前条第1項に規定する区域を除く。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>2 略 （利益の供与等の禁止）</p> <p>第22条 略 （自己又は他人の名義を利用させることの禁止）</p> <p>第22条の2 何人も、暴力団員が第23条の2の規定に違反することとなることの情を知って、暴力団員に対し、自己又は他人の名義を利用させてはならない。</p> <p>第23条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第22条第1項から第3項までの規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者にこれらの規定に違反することとなる暴力団員等指定者に対する利益の供与をさせてはならない。 （他人の名義を利用することの禁止）</p> <p>第23条の2 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。</p> <p>第6章の2 暴力団排除特別強化地域 （暴力団排除特別強化地域）</p> <p>第23条の3 暴力団の活動の状況に照らして、暴力団排除の強化を図り、県民が安心して来訪することができる環境を整備することが特に必要な地域として、別表に掲げる地域その他公安委員会規則で定める地域を暴力団排除特別強化地域（次条第1項において「特別強化地域」という。）とする。 （特定営業者の禁止行為）</p> <p>第23条の4 次の各号のいずれかに該当する営業（第1号から第7号までに掲げる営業は、特別強化地域において営むものに限る。</p>

改正前	改正後
	<p>以下この条及び次条において「特定営業」という。)を営む者(次項及び次条において「特定営業者」という。)は、特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者から、用心棒の役務(法第9条第5号に規定する用心棒の役務をいう。次項及び次条において同じ。)の提供を受けてはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。次号から第6号までにおいて「風営適正化法」という。)第2条第1項に規定する風俗営業</p> <p>(2) 風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業</p> <p>(3) 風営適正化法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業</p> <p>(4) 風営適正化法第2条第13項に規定する接客業務受託営業</p> <p>(5) 設備を設けて客に飲食させる営業で食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の許可を受けて営むもの(風営適正化法第2条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。)</p> <p>(6) 風俗案内(次に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。)を行うための施設(不特定多数の者が利用することができるものに限る。以下この号において「風俗案内所」という。)を設け、当該風俗案内所において有償又は無償で風俗案内を行う営業</p> <p>ア 風営適正化法第2条第1項第1号に該当する営業に関する次に掲げるいずれかの情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為</p> <p>(ア) 接待(風営適正化法第2条第3項に規定する接待をいう。以下この(ア)において同じ。)の内容、接待を受けることのできる時間、接待に従事する者又は接待を受けるための料金に関する情報</p>

改正前	改正後
	<p>(イ) <u>営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報</u></p> <p>イ <u>風営適正化法第2条第6項第1号若しくは第2号又は同条第7項第1号のいずれかに該当する営業に関する次に掲げるいずれかの情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為</u></p> <p>(ア) <u>客に接触する役務の内容、当該役務を受けることのできる時間、当該役務に従事する者又は当該役務を受けるための料金に関する情報</u></p> <p>(イ) <u>営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風営適正化法第2条第7項第1号に該当する営業にあつては、当該営業につき広告若しくは宣伝をするときに当該営業を示すものとして使用する呼称、風営適正化法第31条の2第1項第7号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）に関する情報</u></p> <p>(7) <u>道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（第1号から前号までのいずれかに該当するものを除く。）</u></p> <p>ア <u>第1号から前号までのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。</u></p> <p>イ <u>第1号から前号までのいずれかに該当する営業に関し、呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。</u></p> <p>ウ <u>第1号から前号までのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。</u></p> <p>エ <u>写真又は映像の被写体となる役務であつて、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(報告の徴収、立入検査等)</p> <p>第26条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(勧告)</p> <p>第27条 公安委員会は、<u>第20条第1項、第22条、第23条、第24条第2項又は第25条の規定に違反する行為があったと認めるときは、</u></p>	<p>(8) <u>風俗情報（特別強化地域に関する第6号ア及びイに規定する情報をいう。以下この号において同じ。）を掲載した書籍、雑誌その他の刊行物を発行し、又は風俗情報をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する営業</u></p> <p>2 <u>特定営業者は、特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又は当該営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として利益の供与をしてはならない。</u></p> <p><u>(暴力団員の禁止行為)</u></p> <p>第23条の5 <u>暴力団員は、特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供を行い、又は自らが指定した者に用心棒の役務の提供を行わせてはならない。</u></p> <p>2 <u>暴力団員は、特定営業の営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務の提供を行うことの対償として、又は当該特定営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受け、又は自らが指定した者に利益の供与を受けさせてはならない。</u></p> <p>(報告の徴収、立入検査等)</p> <p>第26条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>公安委員会は、第22条の2又は第23条の2の規定に違反する行為を行った疑いがあると認められる者及びその関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>(勧告)</p> <p>第27条 <u>公安委員会は、第22条、第22条の2、第23条、第23条の2、第24条第2項又は第25条の規定に違反する行為があったと認める</u></p>

改正前	改正後
<p>公安委員会規則で定めるところにより、当該違反する行為をした者に対し、当該違反する行為の中止その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>2 略 (中止命令)</p> <p>第31条 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第33条 <u>第19条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第34条 <u>第31条の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第35条 <u>第26条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定に</u></p>	<p>ときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該違反する行為をした者に対し、当該違反する行為の中止その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>2 略 (中止命令)</p> <p>第31条 略</p> <p><u>2 公安委員会は、第20条第1項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、当該暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第33条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) <u>第19条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者</u></p> <p>(2) <u>相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であること的情を知って、第23条の4の規定に違反した者</u></p> <p>(3) <u>第23条の5の規定に違反した者</u></p> <p>(4) <u>第31条第2項の規定による命令に違反した者</u></p> <p><u>2 前項第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。</u></p> <p>第34条 <u>第31条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第35条 <u>第26条第1項若しくは第4項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同条第1項若しくは第4項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽</u></p>

改正前	改正後
よる立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。	の資料を提出し、又は同条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、この条例による改正後の佐賀県暴力団排除条例第19条第1項第3号及び第20条第1項の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の際ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、この条例の施行後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りではない。

別表 (第23条の3関係)

佐賀市	県道佐賀停車場線と市道大財町北島線との交会点を起点とし、順次同市道、県道佐賀川副線、一般国道264号、市道松原町大財町線、市道松原川通り線及び県道佐賀停車場線を経て起点に至る線で囲まれた区域
-----	---